

原発事故時は自主的避難等対象区域内で勤務し、原発事故後に旧緊急時避難準備区域に勤務先が異動となった申立人について、異動前の自主的避難等対象区域の滞在者に対する慰謝料及び異動後の旧緊急時避難準備区域の滞在者に対する慰謝料等の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

ア 生活費の増加費用、移動費用

（ア）一時立入費用

（イ）テレビ購入代金

（ウ）家賃

イ 精神的損害

2 期間

上記ア（ウ）について

自 平成23年6月1日

至 平成24年2月29日

上記ア（ウ）以外について

自 平成23年3月11日

至 平成23年11月30日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金795,500円の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア 生活費の増加費用、移動費用

（ア）一時立入費用 20,000円

（イ）テレビ購入代金 50,000円

（ウ）家賃 85,500円

イ 精神的損害 640,000円

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1 1アに掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月25日

（仲介委員 尾野恭史）